

基本宣言（仮訳） 情報社会の構築：新ミレニアムにおける世界的な課題

A. 情報社会に関する共通ビジョン

1. **我々は、世界の人々を代表し、世界情報社会サミットの第1フェーズとして、2003年12月10日から12日までジュネーブに会し、国連憲章の目的と原則及び世界人権宣言を十分に尊重し、すべての者が情報と知識を創造、アクセス、活用及び共有することにより、各個人、地域社会、人々がそれぞれの潜在能力を発揮し、持続可能な開発の促進と生活の質の向上が可能となって、人間中心の包括的な開発指向の情報社会を構築を目指す我々の共通願望と公約を宣言する。**
2. **我々の課題は、ミレニアム宣言の開発目標、すなわち、極度の貧困と飢餓の根絶；世界全体の初等教育の達成；男女の平等と女性の権利拡大の促進；乳幼児死亡率の低下；妊婦の健康状態の向上；エイズ・マラリア・他の病気への取り組み；環境面の持続可能性の保証；平和的で、公正な、繁栄した世界を実現する開発のための世界的な協力関係の展開を促進するために、情報通信技術の可能性を役立てることである。我々はまた、維持可能な開発の達成、および「ヨハネスブルグ宣言」「実施計画」「モンテレイ合意」ならびに関連する国連サミットのその他の成果に含まれている合意された開発目標への我々の公約を改めて表明する。**
3. **我々は、ウィーン宣言に記されている開発の権利を含め、すべての人権および基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関係性を再確認する。我々はまた、民主制、持続可能な開発、及び人権と基本的自由を尊重するとともに、すべてのレベルにおける望ましい統治（グッド・ガバナンス）は、相互に依存するとともに相互に強化しあうものであることを再確認する。また、国際、国内問題における法の支配の原則の尊重を強化することを決意する。**

4. **我々は**、情報社会の不可欠の基礎として、また世界人権宣言の第 19 条に概説されているように、すべての者が言論及び表現の自由権を有すること、この自由権には、干渉されずに意見をもつ自由、そして、いかなるメディアからも国境を問わずに、情報やアイデアを求め、受け取り、与えることが含まれることを再確認する。通信は社会の基本的プロセスであり、人間の基本的ニーズであり、すべての社会組織の基盤である。これは情報社会の中核をなしている。すべての者はいかなる場所にあっても、参加する機会を有するべきで、何人も情報社会が提供する利益から除外されてはならない。

5. **我々はさらに**、世界人権宣言第 29 条に概説されているように、すべての者は自己の人格の自由かつ十分な発展が可能な唯一の場所である地域社会（コミュニティ）に対する責務を負い、法律で規定されているように、自己の権利と自由の行使において民主社会における他者の権利と自由に対する正当な考慮と尊敬を確保し、道徳、社会秩序、公衆の福祉に基づく法律によってのみ制限されることを**再確認する**。これらの権利と自由は、国連の目的・原則に反しない形でのみ行使される。これによって、人間の尊厳が尊重される情報社会を促進することができる。

6. 本宣言の精神を踏まえ、我々はすべての国家の主権平等の原則を守ることに再び力を注ぐ。

7. **我々は**、**科学が**情報社会の発展に中心的な役割を果たすことを**認識している**。情報社会を構築する多くの要素は、研究結果の共有によって可能となった科学技術の進歩から得られる成果である。

8. **我々は**、教育、知識、情報通信は人類の進歩、試み、福利の基盤であると**認識している**。さらに、情報通信技術（ICT）は、事実上、我々の生活のすべての面に甚大な影響力を有している。これらの技術の急速な進歩は、より高度な開発を達成するための全く新しい機会をもたらしている。とりわけ、時間や距離など従来からの障害を克服するこれらの技術のもつ力によって、歴史上初めて、世界のあらゆる関係者の利益のためにこれらの技術の潜在的力を利用することが可能となる。

9. **我々は**、ICT はそれ自体が目的ではなく、道具であると**理解している**。好ましい状況

下では、これらの技術は有力な生産性向上の手段となり、経済成長、雇用創出、雇用適性をもたらし、すべての者の生活の質を向上させる。それらにより、人と人、国家、あるいは文明間の対話を促進することができる。

10. **我々はまた**、情報技術革命の利益が先進国と途上国の間および各社会内で不均等に分配されているのを**十分に承知している**。我々はとりわけ、取り残され、逆境に追いやられる危険性のある人々のために、デジタル・ディバイド（情報格差）をデジタルオポチュニティに変えるために最大の努力を払う。

11. **我々は**、我々自身および将来の世代のための情報社会に関する我々共通の構想を実現するために**努力する**。我々は、若者が ICT の将来の労働力であり、主要な創造者であり、最も早期の利用者であると認識している。そのため、彼らの、学習者、開発者、貢献者、企業家、意志決定者としての能力は高められる必要がある。我々は、とりわけ、ICT の提供する機会からまだ十分な利益を受けていない若者に焦点を当てねばならない。我々はまた、ICT の応用およびサービス運用の発展が子供たちの権利および彼らの保護と福利を尊重することを確保するよう努力する。

12. **我々は**、ICT の発展が、情報社会に欠くことのできない重要な主体である女性に対して多大な機会を提供すると**確信する**。我々は、情報社会が社会のすべての分野およびすべての意思決定プロセスにおいて、女性の権利を拡大し、平等の原則に基づく彼女らの十分な社会参加を確保するよう努力する。そのために、我々は男女平等の考え方にに基づき、ICT をこの目的の手段として使用すべきである。

13. 情報社会の構築において、**我々は**、移住者、国内避難民、失業者、不利な条件下の人々、少数民族、遊牧民を含め、社会に取り残された弱者集団の特別なニーズに**特に注意を払うべきである**。我々はまた、高齢者および障害をもつ人々の特別なニーズも認識する。

14. **我々は**、とりわけ遠隔地、農村部および都市部の周縁に住む貧困者が、貧困から抜け出す彼らの努力を支援する手段として情報を入手し、ICT を利用できるよう彼らの能力を高めることを**決意する**。

15. 情報社会の展開においては、先住民の特別な状況および彼らの遺産と文化の保護に特別の注意を払わねばならない。

16. **我々は**、開発途上国、経済移行国、後発開発途上国、島嶼国、内陸開発途上国、重債務国、占領下にある国および領土、紛争から復興しつつある国、特別なニーズのある国および地域、そして、自然災害など、開発への深刻な脅威をもたらす状況に**引き続き特別の注意を払う**。

17. **我々は**、包括的な情報社会の構築には、政府および他の関係者・すなわち民間セクター、市民社会および国際機関・の連帯、連携及び協力の新しい形態が必要であると**認識している**。本宣言の意欲的な目標・デジタル・ディバイド（情報格差）の解消およびすべての人々のための調和のとれた、公正かつ公平な開発・の達成には、すべての関係者の強い関与が必要であることを認識し、我々は、国内・国際双方のレベルにおけるデジタル連帯を提唱する。

18. 本宣言のいずれの部分も、国連憲章および世界人権宣言その他の国際文書または国内法の規定を減ずるもの、矛盾するもの、制限するもの、制約するものとは解釈されない。

B. すべての人々のための情報社会：基本原則

19. **我々は**、すべての者が、ICTの提供する機会から利益を得られることを保証するよう努力することを**決意する**。我々は、これらの課題を実現するために、すべての関係者が次のために共に協力し合うべきことに合意する：情報通信インフラ・技術、情報・知識へのアクセスの向上；能力開発；ICTの利用における信頼とセキュリティの向上；あらゆる場面での環境整備；ICTアプリケーションを開発及び展開；文化の多様性の促進、；メディアの役割の認識；情報社会の倫理的側面への言及；国際的・地域的連携の奨励。我々はこれらが包括的な情報社会構築のための基本原則であることに合意する。

1) 開発のための ICT の推進における政府およびすべての関係者の役割

20. 政府ならびに民間セクター、市民社会、国際連合その他の国際機関は、情報社会の発

展において、また必要に応じ、意思決定過程において重要な役割と責任を負っている。人間中心の情報社会の構築は、すべての関係者間の協力と連携を必要とする共同の取り組みである。

2) 情報通信インフラ：包括的な情報社会のための不可欠な基盤

21. 接続するということは、情報社会を構築するうえで中心的な要因である。エネルギーや郵便サービスへのアクセスを含め、ICT インフラ及びそのサービスへのユニバーサルで、ユビキタスの（誰もがいつでもどこでも利用可能な）、平等で手ごろな料金でアクセスできることは、情報社会の課題の一つであり、各国の国内法に従ってその構築にかかわるすべての関係者の目標とすべきである。

22. 地域・国・地方の状況に適した、アクセスが容易で料金も妥当な、十分に開発された情報通信ネットワークのインフラとアプリケーション、さらに、可能な限りブロードバンドやその他の革新的な技術の利用を拡大することが、諸国の社会経済的進歩およびすべての個人、地域社会ならびに人々の福利を促進することとなる。

23. あらゆる状況において安定的で予測可能な公正な競争のための好ましい環境を創り出す政策を発展させ、実行していくべきである。これは ICT インフラの開発のためにいっそうの民間投資を引き付けるだけでなく、従来の市場状況が対処できなかった地域にユニバーサルサービスが普及するような方法で行われねばならない。不利な状況にある地域では、郵便局、学校、図書館、記録保管所など、公共の ICT アクセスポイントの設置が情報社会のインフラおよびサービスへのユニバーサルアクセスを保証する効果的な手段である。

3) 情報および知識へのアクセス

24. すべての人々が情報、アイデア、知識を入手し提供できることが包括的な情報社会における本質的要素である。

25. 開発のためのグローバルな知識の共有と増強は、経済 / 社会 / 保健 / 文化 / 教育 / 科学活動のための情報への公平なアクセスにおける障害を取り除くことにより、さらには、

ユニバーサルデザインおよび補助技術の利用も含め、社会の共通財産（パブリック・ドメイン）へのアクセスを容易にすることでいっそう充実させることができる。

26. 一般に公開された知識（パブリックドメイン）の充実は情報社会の成長にとって重要な要素であり、教育を受けた大衆、新しい仕事、技術革新、ビジネスチャンスおよび科学の進歩を生み出す。社会の共通財産の情報は、情報社会自体をサポートするために入手が容易にできるとともに、不正利用から保護されるべきである。図書館・記録保管所、博物館、文化的コレクションおよびその他のコミュニティアクセスポイントなどの公共機関は、文書による記録の保存および情報への自由で公平なアクセスを促進するために増強されるべきである。

27. 情報・知識へのアクセスは、競争、利用者によるアクセス、および選択の多様性を増大するため、そしてすべての利用者が彼らの要求に最も適合した解決策（ソリューション）を生み出すために、著作権のある / オープンソースの / 無料のソフトウェアを含む異なったソフトウェアモデルの提供する可能性について、すべての関係者の認識を高めることによって促進される。ソフトウェアを手ごろな価格で入手できることは、真に包括的な情報社会の重要な要素とみなされるべきである。

28. 我々は、科学出版へのオープンアクセス・イニシアチブを含め、科学的知識および科学技術情報の創造と普及において、すべての人にとって機会均等なユニバーサルアクセスが促進されるよう努力する。

4) 能力開発

29. 各人は、情報社会および知識経済を理解し、これらに積極的に参加し、これらから十分な利益を得るために、必要な技能と知識を身に付ける機会を持つべきである。識字能力と全世界的な初等教育は、とりわけ少女や女性の特別なニーズを考慮した十分に包括的な情報社会を構築するための重要な要素である。あらゆる状況において必要とされている広範な ICT および情報の専門家を備えた上で、制度面での能力の確立に特に関心を払うべきである。

30. 教育、訓練、人材開発のすべての段階における ICT の利用は、障害をもつ人々、不利な、弱い立場のグループの特別なニーズを考慮して促進されるべきである。

31. 成人のための継続的な教育・再訓練・生涯教育・遠隔教育・遠隔医療や、他の専門的なサービスは雇用に重要な貢献をし、人々が、従来の仕事、自営および新しい職業に対して ICT が提供する新しいチャンスから利益を得ることを支援する。ICT の知識とリテラシーはこの点で不可欠な基盤である。

32. コンテンツ制作者・出版者・製作者・教師・訓練者・公文書保管人・図書館員・学習者は、とりわけ後発開発途上国における情報社会の促進に積極的な役割を担うべきである。

33. 情報社会の持続可能な開発を実現するために、ICT の研究開発における国家の機能を高めるべきである。さらに、特に、先進国と経済移行国を含む途上国との間の研究開発・技術移転・ICT 製品の生産と活用・サービス面の連携は、情報社会における能力開発とグローバルな参加のためには不可欠である。ICT の製造は、富の創出に対して大きな機会を提供するものである。

34. 特に、経済移行国を含めた途上国が、情報社会において成熟したメンバーとなること、及びそれらの諸国を積極的に知識経済に統合するという我々の共通の願望の達成は、発展と競争性を決定する主たる要因である、教育、技術・ノウハウ、情報へのアクセスの領域における能力開発の強化に大きく依存している。

5) ICT の利用における信頼性とセキュリティ（安全性）の確立

35. 情報およびネットワークのセキュリティ、認証、プライバシー・消費者保護を含めた信頼の枠組みの強化は、情報社会の発展および ICT 利用者間の信頼構築のための必要条件である。世界的なサイバーセキュリティ文化は、すべての関係者と国際専門機関との協力による推進、発展、実践を必要とする。国際的な協力をさらに強化し、こうした取り組みを支援すべきである。世界的なサイバーセキュリティ文化の中では、アクセスと貿易を促進しながらセキュリティの強化、データとプライバシーの保護が重要である。さらに、各国の社会経済的発展の水準を考慮し、情報社会の開発指向の側面を尊重せねばならない。

36. 我々は、すべての国家のためのユニバーサルで非差別的な ICT へのアクセスの原則を認識した上で、国際的な安定とセキュリティの維持という目標に反する目的で ICT を使うこと、及び国内のインフラの統一性に悪影響を及ぼし、ITC のセキュリティに損失をもたらすかもしれない状況を回避するための国連の活動を支持する。基本的人権に配慮しながら、犯罪やテロリストの目的のために情報資源と技術が使用されるのを防止することが必要である。

37. スпамは、ユーザー、ネットワークそしてインターネット全体にとって、重大かつ高まりつつある問題である。スパム（迷惑メール）およびサイバーセキュリティは、国内および国際の適切なレベルで対処すべきである。

6) 環境整備 (enabling environment)

38. 国内および国際レベルにおける環境整備は、情報社会の本質的要素である。ICT はよいガバナンスのための重要な手段として利用されるべきである。

39. 各国の現実を反映した支援的な、透明性のある、競争促進的な、技術的に中立で予測可能な政策・規制の枠組みを伴った法の支配は、人間中心の情報社会構築のための本質的要素である。政府は、必要に応じ、市場の失敗の是正、公正な競争の維持、投資の誘致、ICT インフラ及びアプリケーションの開発促進、社会経済的利益の最大化、国の優先分野に貢献すべきである。

40. 特に財政、債務、取引の領域における外国直接投資、技術移転ならびに国際協力、および世界的な意思決定への途上国の全面的かつ効果的な参加を支援するようなダイナミックで国際的な環境整備は、国家の ICT 関連の開発努力を補完するために不可欠である。手ごろな料金による世界的な接続性の促進は、これらの開発努力の効果に大きく貢献するであろう。

41. ICT は、特に中小企業の能率および生産性の向上により、経済成長の重要な成功要因である。そのため情報社会の発展は、先進国および途上国双方の広範な経済成長にとって

重要である。ICTによる生産性の向上およびICTのアプリケーションによる革新を経済分野全体において促進すべきである。利益の公平な分配は貧困の撲滅と社会の発展に貢献する。ICTから恩恵をうけるのに必要な変化をもたらす政策、つまり、生産的な投資を促進し、特に中小企業に可能性を与える政策が最も有益と思われる。

42. 知的財産の保護は情報社会の革新と創造性を推進するために重要である。同様に知識の普及、伝播及び共有は、革新と創造を奨励するのに重要である。意識・能力の開発を通し、知的財産問題へのすべての者による有意義な参加を促進することは、包括的な情報社会の基本である。

43. 持続可能な開発が情報社会において最善の進展が得られるのは、ICT関連の取り組みとプログラムが国内および地域的な開発戦略に十分に統合された場合である。我々は「アフリカの開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」を歓迎し、国際社会がこうしたイニシアチブおよび他の地域における同様の取り組みに属するイニシアチブであるICT関連措置の支援を奨励する。ICT主導の成長から得られる利益の分配は、貧困の撲滅と持続可能な開発に貢献する。

44. 標準化は情報社会の基本的要素の一つである。国際標準の開発と適用に特に重点をおくべきである。利用者と消費者のニーズを考慮した、オープンで、相互操作性のある、非差別的で需要主導の標準は、ICTの開発と広範な普及のための、そして、とりわけ途上国の人々により手ごろな価格で利用を提供するための基本的要素である。国際標準は、基盤となっている技術に関係なく、消費者が全世界のサービスにアクセスできる環境を作り出すことを目的とする。

45. 無線周波数帯域は、国内法規および関連の国際協定を十分に遵守し、公衆の利益に基づき、合法性の原則に従って管理されるべきである。

46. 情報社会の構築において、各国は、被影響国の国民が経済・社会の十分な発展の実現やその国民の福利を妨げるような、国際法及び国連憲章に反する一方的な措置の行使を廃止し回避することが強く望まれる。

47. ICT は就労慣行を革新的に変化させることや、関連する国際的規範を守りつつ、ICT の利用に適切な、信頼・安全・健全な就労環境を提供することが重要であることを認識する。

48. インターネットは一般大衆が利用できる世界的な機能に発展してきた。その管理は「情報社会」に関する議題の中心的な論点とすべきである。インターネットの国際的な管理は、政府、民間セクター、市民社会および国際機関を十分に関与させた、多国間の、透明性のある、民主的なものとすべきである。それが、多言語使用を考慮した上で、リソース（資源）の公正な分配を確保し、すべての人々によるアクセスを容易にし、インターネットの安定した信頼できる機能を保証するはずである。

49. インターネットの管理には技術および政策問題の双方が含まれており、また、全ての関係者及び関連する政府間の国際的機関が参加する必要がある。これに関し、以下の通り認識する。

- a) インターネットに関連する政策権限は、国家の主権である。国家は、国際的なインターネットに関する政策課題について権利と責任を有する。
- b) 民間セクターは、インターネットの開発に関し、技術的及び経済的に重要な役割をこれまでと同様、継続して有する。
- c) 市民社会も、特に地域社会（コミュニティ）のレベルでインターネットに関して重要な役割を有するとともに、その役割を継続して果たすべきである。
- d) 政府間組織は、継続してインターネットに関する政策課題の調整を推進する役割を果たすべきである。
- e) 国際機関も、継続してインターネットに関する技術標準の開発と関連する政策について、重要な役割を果たすべきである。

50. 国際的なインターネット管理の問題は、よく調整された方法で対応すべきである。我々は、国連事務総長に対し、インターネット管理に関する作業部会を設置し、先進国及び開発途上国からの、政府、民間セクター及び市民社会の積極的で全面的な参加の仕組みを確保するオープンで包括的な手続きにより、関連する政府間及び国際機関並びにフォーラムも加えつつ、2005年までにインターネット管理に関する行動の提案を検討し作成することを要請する。

7) ICT アプリケーション：生活のすべての面における利益

51. ICT の利用と開発は、我々の日常生活のすべての面における利益の創出を追求すべきである。ICT アプリケーションは、政府の業務とサービス、健康管理・保健情報、教育・訓練、雇用、雇用創出、ビジネス、農業、輸送、環境保護・天然資源の管理、災害防止、文化、貧困撲滅の促進、および他の合意された開発目標において潜在的な重要性がある。ICT はまた、すべての人々がより公平な方法で地方市場や世界市場にアクセスできる機会を提供することで、持続可能な生産および消費行動に寄与し、従来の障壁を軽減すべきである。アプリケーションは、利用者にとって使いやすく、すべての者が利用可能な、手ごろな価格とし、言語および文化面で現地のニーズに適した、持続可能な開発を支援するものとするべきである。地方自治体はこれを踏まえ、住民の利益のための ICT サービスの提供に主要な役割を果たすべきである。

8) 文化の多様性と独自性（アイデンティティ）、言語の多様性とローカルコンテンツ

52. 文化の多様性は人類共通の遺産である。情報社会は、文化の独自性、文化・言語の多様性、伝統および宗教に基づき築かれるべきであり、これらの尊重を喚起し、文化及び文明間の対話を促進すべきである。「文化の多様性に関するユネスコ世界宣言」を含め、関連する国連の合意文書に反映されているように、多様な文化的独自性と言語を奨励・促進・保護することは情報社会をより豊かにするだろう。

53. 多様な言語と様式（フォーマット）によるコンテンツの作成・普及・維持は、創作活動の多様な供給、作者やアーティストの権利の正当な評価に特に注意し、包括的な情報社会の構築における優先事項とすべきである。多様な言語と様式によるすべてのコンテンツ・教育 / 科学 / 文化 / 娯楽コンテンツの作成およびそれらへのアクセスの可能性を促進することが最も重要である。国内または地域的なニーズに適したローカルコンテンツの開発は、社会・経済の発展を奨励し、農村部、遠隔地、周縁地域に住む人々を含めたすべての利害関係者の参加を促進するであろう。

54. 文化遺産の保護はアイデンティティおよび個々人の自己認識の重要な要素であり、それが地域社会と過去を結びつける。情報社会は、デジタル化を含むすべての適切な方法によって、文化遺産を将来のために役立て、保護すべきである。

9) メディア

55. 我々は、情報社会において不可欠なメディアの独立性、多元性及び多様性と同様、プレスと自由及び情報の自由の原則に対するコミットメントを再確認する。知識の創造、蓄積、普及のため、情報を受け、伝達し、利用する自由は、情報社会にとって重要である。我々は、メディアが、最高度の倫理的かつプロとしての基準をもって、情報の責任ある利用及び扱いを行うことを要請する。従来すべての形態のメディアは、情報社会において引き続き重要な役割を担い、ICT はこれを支援する役割を担うべきである。メディア所有の多様性は、各国の法制度に従って、そして関連する国際条約を考慮しつつ、促進されるべきである。我々は、特にインフラ、技術、人材のスキル開発など、メディアに影響する国際的なアンバランスを低減する必要性を再確認する。

10) 情報社会の倫理的側面

56. 情報社会は、平和を尊重し、自由、平等、団結、寛容、共同責任および自然の尊重といった基本的価値を支持するべきである。

57. 我々は情報社会のための倫理観の重要性を認識しており、これは正義を育て、人間の尊厳と価値を高めるものである。可能な最大の保護が家族に向けられ、家族が社会における重要な役割を担えるようにすべきである。

58. ICT の利用およびコンテンツ制作は、関連の国際規約に従い、個人のプライバシーを含めた他者の人権ならびに基本的自由、そして思想、良心および信教の自由を尊重すべきである。

59. 情報社会のすべての主体は、法に定められたところにより、民族主義、人種差別、外国人嫌悪を動機とする犯罪行為、および関連する不寛容 / 憎悪 / 暴力、小児性愛・児童ポ

ルノを含むすべての形態の児童虐待、および人身売買・人的搾取などのICTの乱用に対して適切かつ予防的な措置を講ずべきである。

11) 国際的および地域的協力

60. 我々は、ミレニアム宣言に含まれていることがらを含め、国際的に合意された開発目標の達成のために、そして、本宣言に定められている基本方針を支持するために、ICTの提供する機会を我々の取り組みにおいて全面的に活用することを目指す。情報社会は本質的に世界的な性質があり、国家の取り組みは、国際金融機関を含め、政府、民間セクター、市民社会および他の関係者間の効果的な国際的・地域的協力による支援を必要とする。

61. 我々は、包括的な情報社会を構築するために、財政・技術支援を含め、具体的な国際的アプローチおよび仕組みを追求し、効果的に実行することを期待する。そのため、様々な仕組みによる既存のICT協力を尊重しつつ、我々は、すべての関係者が「行動計画」に定められている「Digital Solidarity Agenda (デジタル連携アジェンダ)」にコミットすることを促す。我々は、世界中で合意された目標がデジタル・ディバイド(情報格差)を解消し、ICTへのアクセスを促進し、デジタルオポチュニティを創出し、発展のためのICTの可能性を享受することを確信する。我々は、一方で国際的に自発的な「Digital Solidarity Fund (デジタル連携基金)」について表明された意志について、また他方で、既存の仕組みや基金の効率性、実効性に関する研究に取り組むことについて表明された意志について、認識する。

62. 地域的な統合は世界的な情報社会の発展に貢献し、地域内/間の強固な協力関係を不可欠なものにする。地域対話は、国や地域の特性を尊重しながら、国家の人材開発に貢献し、また国家戦略とこの基本宣言の目標との整合性のとれた提携に貢献すべきである。これに関し、我々は、国際社会がこうした取り組みに対するICT関連の措置を支援することを歓迎し、奨励する。

63. 我々は、本宣言および行動計画の目的に従い、財政・技術支援の提供を手当てするすべての財源を動員し、そして、技術移転を推進する環境の創出によって、開発途上国、後

発開発途上国、経済移行国の支援を決意する。

64. ICT分野におけるITUの中核業務 - デジタル・デバイド解消の支援 / 国際的・地域的協力 / 無線周波スペクトラムの管理 / 標準の開発 / 情報の普及 - は、情報社会構築のために極めて重要な事項である。

C. 知識の共有に基づいたすべての人々のための情報社会に向けて

65. **我々は**、行動計画の課題および実施への共通の対応を追求するために、協力を強化するよう**全力を投ずる**。それによって、本宣言に組み込まれている基本原則に基づいた包括的な情報社会の構想を実現するであろう。

66. **我々はさらに**、ミレニアム宣言に述べられていることがらを含め、国際的に合意された開発目標を達成するために、異なった開発レベルを考慮して、デジタルデバイド解消における進展を評価、追跡し、情報社会構築における投資と国際協力の取り組みの効果を評価するために**全力を投ずる**。

67. **我々は**、我々全体が、情報社会および広範な人間コミュニケーションのあらゆる可能性を秘めた新しい時代に突入していることを**確信している**。この新しい社会において、情報と知識は、世界のすべてのネットワークを通して生み出され、交換され、共有され、伝達される。我々が必要な行動をとるならば、すべての個人は、程なく、共有知識に基づいた、そして世界的連帯および国民と国家間のより良い相互理解の上に築かれた新しい情報社会を共に構築できるであろう。我々はこれらの措置が真の知識社会に向けた今後の発展への道を開くと信じている。